

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第 8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定について
- 9 議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 16 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算
- 17 議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 18 議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 19 議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 20 議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 21 議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 22 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算
- 23 議案第30号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）
- 24 議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 25 議案第32号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第33号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第34号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第35号 山ノ内町人権擁護委員の候補者の推薦について
- 29 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 30 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 31 同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命について
- 32 同意第4号 山ノ内町教育委員会委員の任命について
- 33 選第1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 34 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 35 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 36 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 37 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長

山本佳史

議事係長

湯本寿

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林佳代子君
総務課長	古幡哲也君	税務課長	高木和彦君
健康福祉課長	小林一夫君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	望月弘樹君
教育次長	田中浩幸君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	常田和男君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 皆さん、ご苦労さまです。

議員各位には公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(湯本晴彦君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月13日の議会運営委員会に、町側から10件、議会側から1件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、ご審議をよろしくお願ひします。

- 1 議案第 8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定について
- 9 議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 議案第8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第11 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの11議案につきましては、去る3月1日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 塚田一男君登壇)

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました議案審査について報告させていただきます。

なお、議案第14号は、社会文教常任委員会との連合審査とさせていただきます。つきましては、常任委員会審査報告書を読み上げさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

1. 委員会開催月日 令和6年3月11日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定について

議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上11件 令和6年3月1日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号
議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号
議案第18号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、主な質疑等を含め、若干補足の説明をさせていただきます。

まず、議案第8号は、町職員定数の一部改正であり、現状に即した定員数として、条例定数上限を現行225名から219名に改めるものです。なお、現在は175名で、180名にも満たない状況であるとの説明がありました。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号は、地方自治法の改正により、第2号会計年度任用職員の勤勉手当支給に関わる改正であります。なお、この第2号会計年度任用職員は、フルタイム勤務職員が該当しますが、ちなみに現在在籍の職員はありません。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号は、第1号会計年度任用職員の勤勉手当支給に関わる改正です。

この第1号会計年度任用職員は、パートタイム組職員が該当します。ちなみに支給に要する費用は約5,100万円とのことであります。なお、改正に至った経緯は、第2号会計年度任用職員と同じでありますので省略させていただきます。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号ですが、正職員と同様にフルタイムの会計年度任用職員に関わる育児休業中の勤勉手当支給の改正であります。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号は、外国語指導助手確保の観点で契約を単年度から複数年度に移行できるものにするもので、契約期間は派遣法の関係もあり、3年が予定されています。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

続いて、議案第13号は、本年4月1日の町組織変更に伴う審議会における主幹課名の改正です。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号は、国民健康保険税条例の一部改正ですが、現行4方式のうち資産割を廃止、県のロードマップに従い所得割、均等割、平等割の3方式とするものであります。

また、資産割廃止により基金を繰入れするもので、これにより保険料が軽減され、平均ですが1世帯当たり約2万円、1人当たり約1万円の引き下げで、本議案については、本年2月8日の議会全員協議会での説明を経ています。なお、審査の中で、基金を活用し保険料を下げる提案で14.88%の減額に対し、評価し賛成との討論がありました。

つきましては、早期発見重症化予防、特定検診受診率上昇など、医療費軽減を図ることが重要であります。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号は、長野県志賀高原自然保護センターについて、長野県から無償移譲されることに伴い、新たに条例を制定するものであります。

運用の細部は、志賀高原自然保護センター運営要領に基づき、運営協議会での対応が予定さ

れています。また、施設については改修が必要で、令和6年度は設計に係る予算計上がされています。なお、自然保護センターの面積は1,352.81平米で、この該当部分は配付させていただきました図面黄色のエリアですので参考にしてください。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号は、省令改正に伴い厚生労働省から国土交通省に改めるものです。なお、専門性のある官庁への所管変更することが改正の背景としてあります。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号は、議案第16号に関連した改正ですが、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に改めるものであります。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第18号ですが、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令改正に基づくものであります。なお、補償基準額9,100円の方が万が一補償対象に至った場合、この9,100円に1,000の数字を掛けたもの、910万円が補償額の基本になると説明がありました。

委員会では全会一致で可決すべきものとして決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました案件について報告を終わります。皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号及び議案第10号について、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第9号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい

ては、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号及び議案第17号について、一括質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第16号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

1 2 議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 3 議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 4 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 5 議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第12 議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15 議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの4議案につきましては、去る3月1日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 9番 高田佳久。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年3月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

1. 委員会開催月日 令和6年3月11日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定について

(以上4件 令和6年3月1日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過につきまして、補足で説明させていただきます。

評決の結果ですが、4議案とも全会一致で可決すべきものと決定しております。

まず、議案第19号の審査につきましては、健康福祉課住民窓口係より制度及び改正の内容について説明を受けました。

今回の改正は、電子証明等に関わる地方公共団体情報システム機構の承認業務に関する法律、いわゆる公的個人認証法の改正によるもので、移動端末、いわゆるスマートフォンにマイナンバーカードの機能を搭載して印鑑証明、戸籍、住民票のコンビニ交付が受けられるようにするためのものです。

質疑では、利用状況を確認しましたところ、現状では一部のコンビニ及びモバイルOSでの利用が可能となっていますが、順次利用が拡大される予定とのことでした。

続いて、議案第20号の審査では、健康福祉課子ども支援係より制度及び改正の内容について説明を受けました。

今回の改正は、電気通信回線、いわゆるインターネットで運営に関する重要事項を閲覧できるようにすることと、技術的中立性を明らかにする観点から、電磁的記録媒体との名称使用に変更するものです。

続きまして、議案第21号の審査では、同じく健康福祉課介護保険係及び介護支援係より制度及び改正の内容について説明を受けました。

今回の改正は、計画期間を令和6年度から令和8年度とする第9期介護保険事業計画が始まるため、保険料などを改定するための改正となっております。

大きく2つの項目の変更となりますが、まず1つ目、第1号被保険者の保険料における所得段階の見直し、現状の10段階から13段階に細分化するもの。2つ目といたしまして、国から示されました保険料率の改定及び第1号被保険者の保険料で基準となります第5段階の月額を100円増額するため、保健料が変更されるものです。

質疑では、近隣の北信6市町村の状況を確認しましたところ、3自治体、中野市、野沢温泉村、当町が値上げ、3自治体、飯山市、木島平村、栄村が据置きとのことでした。

最後に、議案第22号の審査では、教育委員会人権政策係より制度及び制定理由説明を受けました。

今回の制定は、令和5年12月19日に長野県及び警察機関から条例制定に関するの申入れを受けての対応となり、条例内容に関しては、長野県及び中野市の条例を参考に制定しております。

質疑では、用語、犯罪の定義、支援に関する計画及び日常生活支援などの要綱に対する策定状況を確認いたしました。

犯罪の定義では、罪名、量刑にかかわらず、心身に有害な影響を及ぼす行為全てが該当とのことでした。また、計画及び要綱に関しましては、他の所管課にもわたる内容となるため、令和6年度中に策定予定としています。さらに、条例制定の状況に関しましては、県下では22自治体が策定済みで、北信6市町村では3自治体、中野市、飯山市、野沢温泉村、今3月での条例制定を検討している自治体は、県下30市町村となっております。

以上で補足の説明を終わりますが、4議案とも皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上で委員長報告を終わります。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第19号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立11人で多数です。

したがって、議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 16 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算
 - 17 議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 18 議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 19 議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 20 議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 21 議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 22 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（湯本晴彦君） 日程第16 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算から日程第22 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算までの7議案を一括上程し、議題とします。

ただいまの7議案につきましては、去る3月1日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、予算決算審査委員長から審査の報告を求めることにします。

白鳥予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 白鳥金次君登壇）

予算決算審査委員長（白鳥金次君） 13番 白鳥金次。

それでは、令和6年度予算7議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を3月5日から8日までの4日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました

審査では、町当局より令和5年度予算に付した審査意見に対する現況報告をいただき審査に入りました。

審査に当たり、資料提出を含む丁寧な説明をいただきましたことに感謝申し上げます。今後に向けて改めてご協力をお願いいたします。

なお、報告書の1. 審査月日から、5. 経過につきましては、報告を省略させていただきますが、提出いたしました報告書に基づき会議録への記載をお願いいたします。

ここで、審査の概要を申し上げます。3月7日に予算決算審査委員会全体会議におきまして採決を行いました。採決の結果は、7議案のうち議案第26号は賛成多数で、また、ほかの6議案につきましては全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

これより、報告書を朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和6年3月19日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

1. 委員会開催月日 令和6年3月5日・6日・7日・8日

2. 開催場所 役場401会議室・委員会室

3. 審査議案

(1) 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算

(2) 議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

(3) 議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

(4) 議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算

(5) 議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

(6) 議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

(7) 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上7件 令和6年3月1日付託)

4. 審査要領

審査にあたっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、十分審査のうえ部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体委員会をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

(1) 第1部会 (部会長 塚田 一男)

議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算

議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算

議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算

議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算

(2) 第2部会 (部会長 高田 佳久)

議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算

議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結果

(1) 審査区分 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

《共通》

○DX推進事業は、住民の利便性向上を図るとともに、業務効率化に努めること。

《総務費》

○デマンド交通は、実証運行結果に配慮して本格運行を実施すること。

《危機管理費》

○地区防災計画は、全地区で策定されるよう支援に努めること。

○冬期間における防災訓練の実施を検討すること。

《民生費》

○こども家庭センターの設置は、利用者ニーズに配慮した検討をすること。

○子ども・子育て支援事業計画の策定は、住民の利用希望の把握に努め、具体的な達成目標を設定すること。

《衛生費》

○予防（任意）接種事業に当たっては、補助拡充を検討すること。

《農林水産業費》

○「地域計画」の策定には万全を期すこと。

○命を守る森づくり事業は、内容を精査し、継続すること。

《商工費》

○第4次観光交流ビジョン策定は、新しい時代を見据えて積極的に取り組むこと。

○求人・求職マッチングシステム構築事業は、効果が上がるように努めること。

《土木費》

○危険な空き家の解消とともに、増やさない対策に努めること。

《消防費》

意見なし

《教育費》

○小学校統合は、子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう努めること。

○部活動の地域移行は状況の把握に努め、広域連携を視野に入れて検討すること。

○総合型地域スポーツクラブは、拠点となる体育施設の検討を行うこと。

○給食費の公会計化及び無償化の検討を行うこと。

(2) 審査区分 議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○保険者努力支援制度は、評価が上がるよう努力すること。

(3) 審査区分 議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

(4) 審査区分 議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○保険者機能強化推進交付金・保険者努力支援交付金に係る評価指標の総合得点が向上するよう努めること。

(5) 審査区分 議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(6) 審査区分 議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

(7) 審査区分 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○水源及び施設の維持・管理は、災害への備えを含め、計画的に取り組むこと。

【総括意見】

我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え改善しつつある。30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済の先行きには前向きな動きが見られており、デフレから脱却できる千載一遇のチャンスを迎えている中で、地方経済は依然として都市部とのギャップは否めない。

このような状況下で編成された令和6年度一般会計予算の総額は76億8,300万円で、前年度予算に比べ4億7,525万円(6.6%)の増となっているが、前年度当初予算は骨格予算として編成されていたため、政策的経費を肉づけした昨年の6月議会補正予算後の予算額と比較して1億8,774万円(2.5%)の増となり、8年連続で70億円を超える予算となった。

(1) 歳入について

歳入の柱である町税収入(歳入に占める構成比21.9%)は、前年度比4,309万円(2.6%)増の16億8,317万円となっている。税込確保と税の公平性維持の観点からも、収納には最大限の努力を払われたい。

歳入のもう一つの柱である地方交付税(構成比35.5%)は、前年度比2,000万円(0.7%)増の27億2,000万円を見込んでいる。寄附金(構成比5.9%)は、前年度比7,925万円(21.1%)増の4億5,466万円を見込み、うち、ふるさと寄附金については前年度比6,000万円増の3億8,000万円を計上。繰入金(構成比12.0%)は、前年度比3億4,790万円(60.6%)増の9億2,156万円を財源補填として計上。財政調整基金は5億8,517万円、ふるさと基金は2億539万円の基金取り崩しを見込んでいる。町債(構成比4.8%)は、前年度比2,070万円(5.9%)増の3億7,070万円を計上している。

(2) 歳出について

歳出では、14項目の新規事業と14項目の拡充事業が計上されている。産業分野では、4項目の新規事業と5項目の拡充事業を計上し、基幹産業の一つ、観光に係る商工費では、山ノ内まちづくり観光局への活動支援補助金及び事業負担金を新規計上。観光局が地域の様々な素材を「観光」というツールで結びつけ、様々な関係者の意見を調整し、地域の活性化へとつなげる

重要な「牽引役」となることを期待する。

もう一方の基幹産業である農業に係る農林水産業費では、産地パワーアップ事業、がんばる農業就農奨励金、農業経営雇用促進事業、収入保険掛金補助事業のほか、スマート農業機械導入支援事業が計上されている。5年度においては、農業と町の特性に魅力を感じて19名が新規に就農された。担い手の確保と育成にさらなる取組を望む。

健康、医療、福祉分野では、3項目の新規事業、拡充3事業が計上されている。新規に子育て家庭の負担を軽減する取組として、ファミリー・サポート・センター事業の計上。保育園児保護者の負担軽減のためのおむつ廃棄用ごみ箱購入費が計上されている。また、公的病院（北信総合病院）財政支援金が拡充された。地域医療の確保と観光客の安全・安心を守るためにも、引き続き支援が望まれる。

教育・文化分野では、新規3事業、拡充3事業が計上されており、新規の海外留学支援事業は、児童・生徒が海外の文化・スポーツなど見聞を広げる海外留学への補助金であり、子供たちの挑戦に期待したい。また、拡充の小中学校の教員加配事業では、子供への寄り添いと居場所の充実を望みたい。

国際理解教育推進事業は、「国際理解教育」の理念「世界の人々が国を越えて理解し合い、協力し、世界平和を実現すること」を目指しているので、学びの成長に期待したい。学校給食費は、子育て世帯に対する経済的支援から、給食費の半額を補助計上している。

都市基盤・生活環境分野では、「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、電気自動車急速充電設備設置事業、地球温暖化対策実行計画策定費用が計上されているが、2030年はすぐそこまで来ている。さらなる施策の実行が急務である。湯ノ原町営住宅の長寿命化型改善事業が12年計画の最終年度となるが、町内の賃貸住宅は依然として慢性的に不足状態である。移住・定住施策として賃貸住宅建設事業の構築を期待したい。

(3) まとめ

第6次山ノ内町総合計画では、「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土（まち）」を将来像に掲げている。実現のため、実効性のある事業執行を願うとともに、その成果を大いに期待する。厳しい財政状況を乗り越えるためには、徹底した行財政改革は避けて通れない道である。過去を踏襲するのではなく、あらゆる見地から聖域なき見直しを図り、歳入と歳出のバランスを取らなければならない。最少の経費で最大のサービスこそ行財政運営の基本である。誰もが明日に希望を持って進みたい。

以上、報告といたします。

議長（湯本晴彦君） ただいま予算決算審査委員長の報告で、審査要領及び経過等の省略されました箇所につきましては、委員長の要望のとおり会議録に登載するよう配慮します。

これより予算決算審査委員長から報告のありました7議案に対し、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第23号について、討論を行います。

初めに、委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) ありませんか。

次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇

(10番 渡辺正男君登壇)

10番(渡辺正男君) 10番 渡辺正男です。

議案第23号 令和6年度一般会計予算案に対し、賛成の立場から討論いたします。

一般会計予算案の総額は68億8,300万円と8年連続で70億円を超える大型予算となりました。平澤町長が初めて編成する当初予算であり、役場の大規模な組織機構改革を控え、平澤色の表れた予算案となっています。

歳入では、町税を4,309万円、2.6%増の16億8,317万円を見込み、アフターコロナの景気回復を期待するものとなっています。ふるさと寄附金では6,000万円増の3億8,000万円を見込んでいますが、平澤町長にしては少々控え目な数字かもしれません。繰入金では3億4,790万円(60.6%)増の9億2,156万円と財源補填のために多額の基金取崩しを見込んでいて、若干の不安が残ります。

歳出では、求職・求人マッチングシステム導入891万円、ファミリー・サポート・センター開所20万円、保育園保護者のおむつ持ち帰り負担軽減20万円、海外留学支援補助金500万円などの新規事業が計上されたことを評価し、その成果に期待します。

北信総合病院財政支援の2,930万円は対前年度比2,500万円の増で、地域医療を支える拠点病院の発展に寄与するものと期待します。福祉医療の子供医療費窓口完全無料化は、私も何度となく提言し続けてきたものであり歓迎いたします。今後は、障害者やひとり親医療にも拡大を期待します。学校給食費半額負担化のための補助金2,128万円も、物価高騰に苦しむ保護者の負担軽減策として評価いたします。町長の公約でもある完全無料化に向けて、今後一層の努力を期待したいと思います。

小中学校教員加配事業6,056万円は3,890万円からの大幅増額、国際理解教育推進事業の2,750万円も1,075万円からの大幅増額となっており、町独自の教育支援策としてその成果に期待します。

地域公共交通では、チョイソコ山ノ内の本格運行や、協働のまちづくり事業交付金の費用計上を評価しますが、今後利用者の声に耳を傾け、必要に応じて楽ちんバスの2台運行も検討すべきと考えます。

統合小学校建設調査設計には616万円が計上されていますが、教育委員会サイドと町長との調整が遅れていること、町民への情報提供が不十分であることなどから、今後より慎重な議論

が必要と考えます。

まちづくり観光局の指導や一連の役場組織改編については、積極的な取組として事業の効率化で成果が上がることに期待しますが、未知の取組でもあり、経過を見守りつつ、時には臨機応変に見直す勇気も必要と考えます。

令和6年度は観光と農業の町、山ノ内町にとって攻めに転ずる年になります。本予算案もそうした意気込みが感じられるものとなっています。町民の皆さんが安心して暮らせる、未来に明るい展望が見える、そんな新たなまちづくり元年となることを願い、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第23号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号について、討論を行います。

初めに、委員長報告に対して、反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） ありませんか。

次に、委員長報告に対し、賛成者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

議案第24号 令和6年度国民健康保険特別会計予算案に対し、賛成の立場から討論します。

これまで、何年間か本会計予算には反対してきましたが、今回は担当課の思い切った保険税負担軽減の取組を評価し賛成したいと思います。

令和6年度の国保税改定では、懸案だった資産割を廃止し、4方式から3方式に移行、2億6,000万円に上る基金を活用して、平均で14.88%の値下げということで、被保険者にとっては大幅な負担軽減となりました。これまで県への納付金を2%増しで計算する、そういったことをやめ、予定収納率を直近3か月収納実績の平均から国推奨の97%に改めるなど、私が指摘してきたことに対して改善が図られてきました。この点についても率直に評価したいと思います。

均等割課税については、昨年も指摘させていただいたとおり、子供を産めば産むほど税金が高くなるという国保にしかない人頭税とも呼ばれるような、およそ均等の名に値しない不平等な制度です。町独自の均等割軽減は国のペナルティがありますが、私が以前紹介しました木曾町の一般会計からの子育て世帯医療保険均等割支援金、これは年1万2,000円ですが、18歳まで給付するという形をとれば、子育て世帯の負担軽減の実現は不可能ではありません。改めて検討を求めたいと思います。

今後は、歳入歳出の動向や法の応益割のバランスを注視しながら、適正な国保税算定に臨んでいただきたいと思います。

以上申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第24号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号について、討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第25号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第25号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号について、討論を行います。

初めに、予算決算審査委員長報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男君、登壇

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男。

議案第26号 令和6年度介護保険特別会計予算案に対し、反対の立場から討論いたします。

令和6年度は介護保険第9期スタートの年となります。第1号被保険者の介護保険料は、所得段階が10段階から13段階に細分化され、基準となる第5段階では月額5,400円から5,500円へと1.9%の値上げとなりました。低所得段階では負担が軽減されるものの、平均では値上げに変わりありません。

第8期を振り返ってみると、初年度の令和3年度の当初予算保険給付費は17億223万円を見込みましたが、決算では16億4,200万円余りと約6,000万円の減となりました。令和4年度の保険給付費は、昨年3月議会補正の段階で17億4,500万円余りでしたが、決算では16億6,278万円と約8,200万円の減となりました。令和5年度では、今議会の補正がありましたが、その段階では17億4,852万円を見込んでいますが、国・県の支出金と支払基金交付金の歳入だけが4,500万円余り減額という不自然な補正となっていて、これまで同様、決算では大幅な減となることが予想されます。令和4年度末現在での実質余剰金である基金残高1億8,000万円と、繰越金7,296万円の計2億5,296万円が大きく減ることはなさそうです。

こうしたこれまでの流れから判断して、本議案である令和6年度予算の保険給付費17億9,018万円の見込みは、被保険者数が4,672人と8期3年間平均の4,801人よりも129人も減少する中、多額過ぎると言わざるを得ません。第9期の介護保険料算定で用いられた3年間の標準給付基礎額52億3,010万円も明らかな過大見込みであり、基金取り崩し額2億1,000万円の根拠にも疑問が残ります。

そうした前提条件に基づいて算定された保険料収納必要額8億9,667万円は、当然のごとく過大見込みとなり、結果として保険料が高くなってしまったという格好です。

第7期もそうでしたが、第8期でも保険給付費を過大に見込み、多額の実質余剰金を残してきた過去を真摯に分析・反省する立場に立つなら、第9期の介護保険料は値上げどころか思い切った値下げができたはずです。本当に残念です。

私はこれまで一貫して本会計の問題点を指摘し、介護保険料の負担軽減を求め続けてきました。昨年の町議選でもこれを公約として掲げさせていただいた立場から、今回の保険料値上げも、それを前提として編成された本予算案も容認することはとてもできません。

以上申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10名で多数です。

したがって、議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算は、予算決算審査委員

長の報告のとおり可決されました。

議案第27号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第27号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算は、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議場内の換気のため3時20分まで休憩といたします。

(休憩)

(午後 3時10分)

(再開)

(午後 3時20分)

議長（湯本晴彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23 議案第30号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）

議長（湯本晴彦君） 日程第23 議案第30号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第30号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,928万7,000円とするものです。

歳入につきましては、子ども医療費の補助金増額分として、県支出金の社会福祉費補助金に150万円を計上し、繰入金では子ども医療費の一般財源分と併せ、除雪費の財源として財政調整基金繰入金を5,150万円計上するものです。

歳出の内容は、3款の民生費では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、インフルエンザやノロウイルス等の感染症が拡大したため、扶助費の子ども医療費を300万円増額し、7款土木費では、町道除雪における労務単価の上昇や、堆雪場所によって交通安全確保や農作業などの観点から排雪が必要となることもあります。ここにきて季節外れの降雪が連日続いており、今後の除雪費用に不足が生じることから、委託料として5,000万円の補正をするものです。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより、質疑、討論、採決を行います。

議案第30号について、質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林です。

歳出6ページ。

議長（湯本晴彦君） 件数をお願いします。

12番（小林克彦君） 1件です。

町道除雪5,000万円。これ、おもてなしからも生活からも大事な事業でありますけれども、一昨年のたしか大雪のとき4億円、昨年の降雪で2億円、今年これだと補正で2億円になるんです。燃料単価が上がっているのも大きい理由だと思うんですけども、幾らこれからの降雪も、それから排雪もといっても、これからのとするとちょっと金額が大きいんじゃないかなと思うんです。

質問して教えていただきたいことは、この5,000万円のおおよその内訳、この見込みの内訳を教えてください。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） お答えします。

先ほど議員言われましたとおり、労務単価の上昇というのがまず一つ挙げられます。当町につきましては、県の労務単価を参考にさせていただいて単価を決めているわけでございますけれども、おおよそ7%ぐらいが上昇となっております。

それと、今年度当初予算では、1億5,600万円の当初予算を除雪費としていただいておりますので、2月の今回の3月補正に、補正として上げるかどうかというようなところであります。内容につきましては、特に大きな降雪も少なくここまで来たものですから、いけるんじゃないかという見込みの中でいたわけですが、2月27日、またあと3月10日と13日降っておりますし、明日、明後日につきましてもちょっと天気が予想つかないということがありますので、その辺の経費も含めて、今後支払いで不足が生じる可能性がありますので、補正を要求させていただいている内容でございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 一昨年4億円のときは、降雪量が10メートルだった。去年は、積雪じゃないです降雪です。降雪量が出動回数に関係しますので10メートル、去年は5メートル、今年はまだ2メートル50センチメートルぐらいだ。それからすると、ちょっと多いかなということで、これから先も心配だからまた補正はできないのでという、残ったのは精算と、そういう受け止め方でよろしいですか。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） お答えします。

今年の降り方が、一度に大きな雪が降るんですけれども、その後連続して降ることが少なかったという中で、いわゆる交通安全の観点ですとか、農作業で畑に入れる状況にありましたので、どうしてもその部分については排雪をやってくれという要望がありました。言われて全てとることはしていないんですけれども、やはり最低限の排雪が行われたと。

その後にもまた改めて大雪が降るといふ形の繰り返しになりましたので、ちょっと予想つかなかった支出になっているのが現状でございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第30号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり可決されました。

24 議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

25 議案第32号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

26 議案第33号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

27 議案第34号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第24 議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27 議案第34号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、議題とします。

以上4議案について、提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第31号から議案第34号までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、要介護の方を対象に、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される地域密着型サービスの具体的な取扱い方針、経時身体的拘束の禁止等に関する改正を行うものです。

次に、議案第32号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、要支援の方を対象に、可能な限り住み慣れた地域の生活を継続できるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供される地域密着型介護予防サービスの具体的な取扱い方針、経時身体的拘束等の禁止等に関する改正を行うものです。

続いて、議案第33号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、自立している健康な高齢者または要支援の方を対象に、できる限り要介護状態に陥ることなく、また状態の悪化を防ぐために、生活機能の維持向上や改善を目的とした介護予防サービスの具体的な取扱い方針、経時身体的拘束等の禁止に関する改正を行うものです。

次に、議案第34号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、介護支援専門員が介護を必要とするときに、自宅で自分らしく暮らせるよう、介護サービスの利用に関する計画を作成し、介護サービス提供機関と連絡・調整を行う居宅介護支援の具体的な取扱い方針、経時身体的拘束等の禁止等に関する改正を行うものです。

以上、議案第31号から議案第34号までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

なお、議案第31号を健康福祉課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認願います。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（小林一夫君） 議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足の説明を申し上げます。

本案は、基準となる省令により、重要事項のウェブサイトへの掲載、身体的拘束の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録、協力医療機関との感染症発生時の対応の取り決め、利用者の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制の確保、従業員の研修等に関する改正を行うものであります。

なお、議案第32号から議案第34号につきましても、ほぼ同様の基準により改正を行うものであることから、補足の説明は省略をさせていただきました。

補足の説明については以上であります。

議長（湯本晴彦君） これより4議案に対し一括質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 1件です。

これ、改正前、それから改正後の表ですけれども、26分の3のところ。身体的拘束等の態様及び時間その際の利用者にとある。結局緊急やむを得ない理由の記録とか、ところどころ出ているんですけれども、生命または身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。この緊急やむを得ない場合というのは、この下にマニュアルとか何かがあって、具体的にこういう場合だよと指示されているんでしょうか。

これだけの文章では実効性があまりないように思うんです。介護者が、例えば自分の身の危険を感じるとか。いろいろ理由はあるんだろうと思うんですけれども。今いろいろ社会的に身体拘束が安易にされている状況があったり、被介護者の身内の方がいろいろ苦情が出たり、こういうのは時代背景としてあり得るんだろうと思いますけれども、やはり、ここら辺のところをしっかりと線引きができるようになっておるのかならないのか、もしないとすれば、当町具体的に、職員に対してどういう指導していくのかをお願いします。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林一夫君） お答えいたします。

議員ご質問内容のマニュアルというかガイドライン的なものは、大まかなものはきっと示されていると思うんですけれども、報道でご覧いただくとおり、ケース・バイ・ケースにどうしてもなってしまう部分があると思います。

その場合に、先ほどご質問の中でありましたとおり、そのときの状況がどうであったのか、その辺をちゃんと記録を残しておくようにと、恐らく被介護者の方のご家族、ご親族に対してもちゃんと説明ができるようにしておきなさいよという趣旨から、今回省令で定めるようにと示されましたので、新旧対照表の26分の3のところでお示ししていますとおりの項目で、記録をちゃんと残しておくなさいと条例で定めることにさせていただいているものであります。

以上であります。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） ということは、町は当面この改正案の内容の以上でも以下でもないということですかね。今の、マニュアルとか要綱とか、基準とかというものは、特別詳細定める予定はないと。

議長（湯本晴彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小林一夫君） お答えいたします。

これについては、全国一律で示されている内容がございますけれども、詳細については、やはりケース・バイ・ケースになってしまう部分があることから、記録を残しておくなさいということかと思えます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第31号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第31号を採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第31号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第32号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第33号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について、討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第34号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

28 議案第35号 山ノ内町人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(湯本晴彦君) 日程第28 議案第35号 山ノ内町人権擁護委員の候補者の推薦についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第35号 山ノ内町人権擁護委員の候補者の推薦についてご提案申し上げます。

本委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬2955番地の10。

氏名、渡辺松美さん。

生年月日、昭和33年12月31日。

任期、法務大臣の委嘱の日から3年。

理由、任期満了の水野歩美さんの後任です。

十分にご審議をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

議案第35号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第35号 山ノ内町人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり

可決されました。

29 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

30 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（湯本晴彦君） 日程第29 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について及び
日程第30 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括上程し、議題とし
ます。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第1号及び同意第2号を一括してご説明申し上げます。

初めに、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会
委員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、山ノ内町大字夜間瀬964番地。

氏名、畔上直一さん。

生年月日、昭和35年3月18日。

任期は、令和6年4月3日から令和9年4月2日までの3年間で、理由は、任期満了により
新たに選任するものです。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会
委員の選任について議会の同意をお願いするものです。

住所、山ノ内町大字平穏2985番地5。

氏名、町田昭彦さん。

生年月日、昭和37年8月21日。

任期は、令和6年6月17日から令和9年6月16日までの3年間で、理由は、任期満了により
新たに選任するものです。

以上、同意第1号及び第2号を一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、ご同意を
お願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより議題ごとに質疑、討論、採決を行います。

同意第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

同意第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

31 同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命について

議長（湯本晴彦君） 日程第31 同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、10番 渡辺正男君、13番 白鳥金次君の退席を求めます。

（10番 渡辺正男君、13番 白鳥金次君退席）

議長（湯本晴彦君） 提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

農業委員会委員につきましては、農業委員会等に関する法律に基づき、町長が議会の同意を得て任命することとされております。このたび山ノ内町農業委員会委員の任期が、この4月14日をもって満了となりますので、提案いたしました14名の方の農業委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、農林課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご同意

をお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

農林課長。

農林課長（宮崎弘之君） 同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命についての補足の説明を申し上げます。

本案につきましては、任期満了に伴う委員選出において、町長が委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

なお、別紙として名簿をおつけしております。

委員の選出であります。地域の農業者や農業団体、女性団体からの推薦、また公募により届出のありました候補者について、山ノ内町農業委員候補者評価委員会の評価結果を踏まえご提案申し上げます。

下田健志さん、小古井英雄さん、小池俊治さん、齊藤蝶次郎さん、渡辺輝子さん、栗林和仁さん、望月美知子さん、山本和幸さん、湯本浩さん、白鳥金次さん、佐藤次雄さん、福井敏彦さん、月岡徳一さん、小林貴さんの14名を任命したく提案したものでございます。

前回の令和3年3月19日に任命の同意をいただきました際は、まず、委員の半数を認定農業者等にとすることとされている中で、農業委員の過半数に達していない場合は、例外規定である農業委員会に関する法律、施行規則の規定により、過去に認定農業者であった者、人・農地プランの中心経営体など、認定農業者などに準ずる者を加え、過半数とすることについて議会の同意を得た後に、農業委員会委員の任命についての同意を得る流れとなっておりましたが、令和4年4月に施行規則の一部が改正され、例外措置を活用する場合に必要な議会の同意が廃止となり、任命についてのみ議会の同意が必要となっております。

別紙の右側に、認定農業者の該当の欄がありますが、該当は認定農業者、例外該当は認定農業者であった者、国や地方の計画に位置づけられた農業者など、非該当はどれにも該当しない者となっております。したがって、認定農業者の方、例外規定に該当される方を合計しますと8名となり、定員14名を過半数を超えていることとなります。

補足は以上です。

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

同意第3号について質疑を行います。

9番 高田佳久君。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久。

1件、ちょっと確認の意味でお願いしたいと思います。

先ほど、課長から補足の説明ありましたが、公募というお話がありましたので、公募の方、何名いらっしゃって誰と誰になるかお聞かせください。

議長（湯本晴彦君） 農林課長。

ここで、答弁整理のため暫時休憩します。

(休憩)

(午後 3時52分)

(再開)

(午後 3時53分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長。

農林課長(宮崎弘之君) お答えします。

先ほどのお答えでございますが、2名の方でございます。白鳥金次さん、それから福井敏彦さんでございます。

議長(湯本晴彦君) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第3号を採決します。

同意第3号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、同意第3号 山ノ内町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

10番 渡辺正男君、13番 白鳥金次君の除斥の理由が解けましたので、復席を認めます。

(10番 渡辺正男君、13番 白鳥金次君復席)

32 同意第4号 山ノ内町教育委員会委員の任命について

議長(湯本晴彦君) 日程第32 同意第4号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 同意第4号 山ノ内町教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

本案件は、堀米ひろみ教育委員の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年)法律第162号の第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものです。

任命同意を求めようとする氏名等は次のとおりです。

住所、山ノ内町大字夜間瀬4302番地。

氏名、小坂直矢さん。

生年月日、昭和58年8月29日。

任期は、堀米ひろみ委員の残任期間として令和6年4月1日から令和7年9月30日までで、提案理由につきましては、委員の辞職に伴い新たに任命するものです。十分ご審議の上、ご同意をお願い申し上げます。

議長（湯本晴彦君） これより質疑、討論、採決を行います。

同意第4号について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） この任期の件なんですけれども、通常4年のところを令和6年4月1日から令和7年9月30日までということで、それから、提案理由のところ委員の辞職となっていますけれども、この経過を説明してください。

議長（湯本晴彦君） 教育次長。

教育次長（田中浩幸君） お答えいたします。

経過につきましては、西部地区から選任いただいています堀米ひろみさんから、2月に正式に辞職をさせていただきたいと。理由につきましては、一身上の都合ということで辞表を出されたということでございます。

2月の定例の教育委員会で改めて議題に持ち上げまして、定例の教育委員会で承認をいただいたことを受けまして、本日同意をお願いするという経過でございます。

以上です。

議長（湯本晴彦君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 堀米ひろみさんの残任期間が令和7年9月30日までという解釈でよろしいですね。

議長（湯本晴彦君） 教育次長。

教育次長（田中浩幸君） 堀米ひろみさんのあくまでも残任の期間ということで同意をいただきたいと思います。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第4号を採決します。

同意第4号について原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、同意第4号 山ノ内町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

33 選第1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

議長（湯本晴彦君） 日程第33 選第1号 山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員及び同補充員の選挙につきましてご説明申し上げます。

令和6年2月1日付で選挙管理委員長から議長宛に、現在の選挙管理委員及び同補充員の任期が本年6月5日をもって満了となることから、選挙を行われたい旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員4人、同補充員4人の選挙を行うものであります。任期はいずれも令和10年6月5日までの4年間であります。

なお、補充員は選挙管理委員に欠員が生じたときに補欠するものであります。

選挙管理委員及び同補充員は、選挙権を有し、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であり、かつ選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者でないことと定められております。

次に、選挙の方法について申し上げます。

地方自治法第118条の規定によって、選挙は投票による方法と指名推選による方法があります。投票による場合には、公職選挙法の規定が準用されます。指名選挙による場合には、同条第2項の規定によって、議員の中で異議のないことが条件となっております。

補充員の順序につきましては、投票による場合は、得票数の順になりますが、指名推選による場合は、推選の際、あらかじめ補充の順序を定めておく必要があります。

説明は以上であります。

ここで、選第1号について、訂正をお願いいたします。

令和5年3月19日選挙となっておりますが、こちらは令和6年3月19日選挙の5を6に訂正をお願いいたします。

それでは、お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推選案を事務局から配付させます。

(推選案配付)

議長(湯本晴彦君) なお、こちらの紙につきましても日付の訂正をお願いいたします。令和5年を令和6年に訂正していただければと思います。

それでは、お手元に配付したとおり、選挙管理委員には、山ノ内町大字平穏4580番地2、徳竹信治さん、山ノ内町大字夜間瀬2501番地12、須田紀弘さん、山ノ内町大字佐野1418番地1、春日雅之さん、山ノ内町大字夜間瀬8261番地、永池善雄さん、以上の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員については、山ノ内町大字夜間瀬10105番地、下田喜佐雄さん、山ノ内町大字平穏2824番地2、宮崎幸雄さん、山ノ内町大字夜間瀬6564番地1、小林芳春さん、山ノ内町大字寒沢1174番地、養田功さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を山ノ内町選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山ノ内町選挙管理委員に、徳竹信治さん、須田紀弘さん、春日雅之さん、永池善雄さん、選挙管理委員補充員には、下田喜佐雄さん、宮崎幸雄さん、小林芳春さん、養田功さん、以上の方が当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

34 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

35 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

36 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

37 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

38 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(湯本晴彦君) 日程第34 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第38 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきまして、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長（湯本晴彦君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（湯本晴彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月27日から本日までの22日間の会期でありましたが、一般質問においては6名の議員が登壇され、地域公共交通に対する取組、防災対策、小学校統合問題などについて、様々な見地から活発な論戦が展開されました。

議案審議では、令和6年度当初予算や令和5年度補正予算をはじめ、条例の改正、永世名誉町民の称号の贈呈など、数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ、新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において、慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼を申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議・委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望するとともに、可決した予算がより効果が上がり、住民益をもたらすようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行となってから間もなく1年が経過します。インバウンドを中心に観光客のにぎわいも戻りつつあり、明るい兆しが見える一方で、物価高による消費低迷や人手不足による労働力確保など課題も山積する中で、行政と議会が両輪となって力を合わせ持続可能なまちづくりに向けて、今後も共に歩みを進めていかなければならないと強く感じております。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼を申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長。

町長（平澤 岳君） 令和6年第1回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は、2月27日から22日間の会期中、2日間の一般質問では防災に関すること、地域公共交通に関すること、小学校統合に関することなど、活発なご意見とご議論をいただきました。

また、令和6年度一般会計予算をはじめ、特別会計など予算関連の議案、そして永世名誉町民の称号の贈呈、条例改正などご承認いただきありがとうございますございました。

一般質問では、若干の不適切な発言もあり、大変申し訳ありませんでした。悪意はないのですが、たまに言葉を選ばず発言してしまうことは反省しております。

3月に入ってから雪が降り、スキー場も若干ほっとしているのではないかと思います。とはいえ、例年に比べると格段に雪が少ないので、志賀草津高原ルート of 春の雪の回廊もなくなってしまうのではないかと心配しております。

開会の挨拶でもお話ししましたが、環境問題の取組は、今まで以上に加速させないといけないのではないかと考えております。

4月からは、役場の組織も新体制になります。

未来創造課、こども未来課、住民窓口を一元化する住民税務課などが新たに発足します。山ノ内まちづくり観光局も正式に稼働し始めます。どれもすぐに結果が出るわけではないと思いますし、すぐに完全な形になるわけではございませんが、常に試行錯誤で改善を行い、このポテンシャルの高い山ノ内町がさらに活性化し、移住者が増えてにぎわいのある町になるように町行政全体で推進していく所存です。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町行政に対しご理解、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和6年第1回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間お疲れさまでした。

(閉 会) (午後 4時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員